

令和4年度「はりま姫路の酒」フランスプロモーション事業 仕様書

1 事業目的

「姫路・播磨の酒」海外プロモーション委員会は、「はりま姫路の酒」の海外における情報発信とブランド化を促進し、販路開拓・拡大につなげることを目的に、姫路酒造組合、兵庫県中播磨県民センター、姫路市、兵庫県酒米振興会の4者で組織された団体であり、平成29年以降、海外で求められるはりま姫路の酒づくり事業と、海外へのプロモーション事業等に取り組んでいる。

今回、海外へのプロモーションの一環として、GIはりまを中心とした「はりま姫路の酒」の海外での知名度向上や、海外への販路開拓・拡大を図るため、フランスでのプロモーションを実施する。

2 実施主体

「姫路・播磨の酒」海外プロモーション委員会（以下、「当委員会」という。）

3 実施方法

企画提案コンペにより選定した事業者への委託

4 全体事業費

5,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

5 事業実施期間

契約締結日～令和5年3月31日（金）

6 委託する事業内容

(1) フランスでの試飲・商談会の開催

①内 容：フランスで開催される食品・酒の展示会等へ出展、又はホテル・レストラン等でイベントを開催するなどにより、レストラン関係者、酒類バイヤー等の事業者を対象に、はりま・姫路の酒の試飲と商談を行う。

②実施時期：令和4年10月～12月

③実施都市：フランス国内（複数都市で実施する場合、パリでは必ず実施すること）

④対 象 者：レストランオーナー、シェフ、ソムリエ、酒類バイヤー、酒類インポーター等の事業者

⑤注意点等

ア 試飲と商談の両方を行うこと。

- イ 試飲・商談会では、10～15 銘柄で、100 本（四合瓶）程度使用することを想定し、企画を提案すること。（日本酒は当委員会で準備する。）
- ウ 試飲・商談会で使用する日本酒の銘柄（酒蔵名、酒蔵の担当者を含む）については、7月中旬頃、受託事業者に連絡する予定。
- エ 各酒蔵から、出典銘柄の特徴等の情報を収集し、試飲・商談会で来場者に説明すること。
- オ 試飲・商談会で使用する PR グッズ（例：ポスター、ロールアップ、商品紹介カード）を作成すること。
- カ 試飲・商談会では、今後の酒づくりに参考となるようアンケート等を実施し、とりまとめの上、事業終了後、実績報告書と合わせて提出すること。
- キ 試飲・商談会に参加した酒蔵関係者の通訳を行うこと。
（参加する酒蔵関係者の人数は、試飲・商談会実施日の3ヶ月程度前に受託事業者に連絡する予定。）

（2）日本酒の輸送及び保管

- ①日本からフランスへの日本酒 300 本程度（四合瓶）を輸送する。
- ②各酒蔵への連絡（受託事業者指定の国内倉庫への納期、送付方法等）、受託事業者指定の国内倉庫での梱包、日本及びフランスでの通関手続きなど、日本からフランスへ日本酒を輸送するに際し必要な業務を行うこと。
- ③輸送する日本酒は、10～15 蔵程度から、各 20 本～30 本程度ずつを受託事業者が指定する国内倉庫に送付するので、受託者指定の国内倉庫から、フランスへの輸送及びフランスでの保管を行うこと。（受託者指定の国内倉庫への発送費用は、各酒蔵が負担）
- ④各酒蔵からは、7月中旬以降、受託事業者から連絡が入り次第、受託事業者指定の国内倉庫に発送できるよう調整予定。
- ⑤フランスへの輸送及びフランスでの保管は、15℃以下で行うこと。
- ⑥フランスへの輸送・フランスでの保管過程で破損した場合は、見積額を参考に、破損した数量に応じ、委託料を減額する。
- ⑦300 本程度の内、100 本程度は、6（1）の試飲・商談会で使用する。残りは、当委員会事務局からの指示により、11月頃と3月頃に、それぞれ半数ずつ、兵庫県パリ事務所（所在地：10 rue de Louvois,75002 Paris FRANCE）に送付すること。

（3）その他

- ①業務の運営に関しては、当委員会と協議・調整を十分に行うこと。
 - ・運営に関しては、責任者を決定し、業務の進行管理・実施状況把握や委託元である当委員会、関係機関との連絡調整等を綿密に行うこと

- ・協議・調整において、当委員会と受託事業者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- ・受託事業者は、上記の協議・調整を行った業務の内容を記載した業務計画書を提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、受託契約書及び本仕様書に従うこと。

②事業が完了したときには、業務の成果をとりまとめた実績報告書を提出すること。